

被災中小企業再建支援事業費補助金 Q & A

補助金の目的

この補助金は、令和 4 年 9 月に発生した台風 15 号により被災した事業者の再建を支援するため、原状復旧に係る経費の一部を助成し、地域経済の持続可能性の回復を図ることを目的とします。

補助金の概要

補助対象者	台風 15 号により直接被害を受けた中小企業者、小規模事業者
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の修繕費 ・機械設備の修繕及び購入費 ・業務用車両の修繕及び購入費 ・清掃委託費、撤去費等
補助率	中小企業者：補助対象経費の 1 / 2 小規模事業者：補助対象経費の 2 / 3
補助上限額 補助下限額	上限額：200 万円 下限額：50 万円 （中小企業者：補助対象経費が <u>100 万円を超えるもの。</u> ） （小規模事業者：補助対象経費が <u>75 万円を超えるもの。</u> ）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、原状復旧に係る経費が対象になります。 ・製品在庫、仕掛品、材料等の被害は対象外です。 ・受取保険金額や消費税は対象経費から除いてください。 ・原則、他の公的補助制度を利用した経費は対象外（併用不可）です。

補助金を申請するに当たって

- 自然災害等からの復旧・復興は、損害保険・共済等の自助の取組が原則となりますが、本事業は、台風 15 号の広域的な被害を鑑み、地域経済の早期の再建を図ることを目的として、特例的に措置された制度です。
- 税金を財源とする補助金の執行に当たっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、制度の趣旨や遵守事項等についてご理解いただきますようお願いいたします。
- 事業者は、要綱等に従い誠実に事業を実施することが義務付けられており、不正・不当な行為に対しては、補助金返還等の処分が科されますので適切な運用に努めてください。

お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

被災中小企業再建支援事業費補助金事務局【1/23 から】 土日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで	050-5369-6282
--	---------------

1 被災中小企業再建支援事業費補助金の内容

【問1】 どのような補助金か。

(回答)

- 令和4年9月に発生した台風15号により被災された事業者の皆様の再建を支援するため、復旧経費の一部を補助するものです。したがって、原状回復（被災前の状態に戻す）に要する費用に対する補助を基本とします。
- 補助金の申請ができるのは、復旧を図る施設・設備の所有者となります。

【問2】 既に施設等の復旧をした場合は補助対象となるか。

(回答)

- 台風15号により被害を受けた後、補助金の交付決定前に施設及び設備等の復旧を行った経費についても補助対象と認められる場合があります。
- ただし、写真や書類等で被災の事実が確認可能で、かつ、復旧の内容が適正であると認められる場合に限りです。

【問3】 いつまでに補助金申請をすればいいか。

(回答)

- 今回の補助金は、令和4年度及び令和5年度に申請することが可能です。
- 令和4年度分については、令和5年2月28日（火）が申請期限となっております
- 令和5年度分については、令和5年9月29日（金）が申請期限となっております
- ※令和5年度分については、議会での予算成立が前提となります。

【問4】 補助金の申請は、1回限りか。

(回答)

- 令和4年度及び令和5年度を通して、各事業者1回限りの申請になります。
- 令和4年度に補助金を申請し補助金の支払いを受けた事業者は、令和5年度にも申請することはできません。
- ※令和5年度分については、議会での予算成立が前提となります。

【問5】 補助金の対象となる復旧は、いつまでに完了する必要があるのか。

(回答)

- 令和4年度に交付決定を受けたものについては、令和5年2月28日（火）までに事業を完了（納品、支払いまで）する必要があります。
- 令和5年2月28日（火）までに事業が完了しない、又は、完了しないことが予想される場合は、事前に事務局までご連絡ください。
- 令和5年度に交付決定を受けたものについては、令和5年9月29日（金）までに事業を完了（納品、支払いまで）する必要があります。
- ※令和5年度分については、議会での予算成立が前提となります。

【問 6】 補助金が支払われるまでにどのような手続きが必要になるのか。

(回答)

○補助金の支払いまでの手続きは、次のとおりとなります。

①補助金の交付申請	各事業者 ⇒ 事務局
②交付決定通知	県 ⇒ 各事業者
③復旧事業の着手 (※)	各事業者
④復旧事業及び支払いの完了	各事業者
⑤実績報告書の提出	各事業者 ⇒ 事務局
⑥書類確認、現地確認	事務局、県
⑦補助金の額の確定通知	県 ⇒ 各事業者
⑧補助金の請求	各事業者 ⇒ 県
⑨補助金の支払い	県 ⇒ 各事業者

※③については、交付決定前であっても遡及適用され、補助対象となる場合があります。

○上記のとおり、復旧工事代金を支払った後に実績に応じて補助金が支払われますので、補助事業の実施に当たっては、資金計画など十分な検討を行ってください。

【問 7】 補助金の交付申請には、どのような添付書類が必要になるのか。

(回答)

○補助金の交付申請に必要な主な添付書類は以下のとおりです。

①「法人登記簿謄本」又は「開業届」	法人登記簿謄本は、発行から3か月以内の履歴事項全部証明書。開業届は、税務署の受付印が押印されたもの
②株主名簿	大企業の出資を受けている場合に提出
③法人税申告書又は所得税申告書	直近過去1年分の各年又は課税所得が分かるもの
④罹災証明書、被災証明書、被災届出証明書	各市町で発行したもの
⑤印鑑登録証明書	発行から1年以内のもの
⑥口座振替通知登録申出書	県の定める様式
⑦振込先口座が確認できる預金通帳の写し	上記登録申出書の金融機関、口座番号、名義人、カナ名義等の分かるもの
⑧被災した施設等の所有を証する書類	施設：不動産登記簿、固定資産台帳など 設備、備品等：資産台帳など 車両：車検証、車庫証明書など
⑨被害状況が分かる写真	写真が無い場合は事務局にご相談ください
⑩復旧に要する経費を証する書類	見積書（申請時に契約、発注済みの場合は不要）、契約書又は発注書等

⑪保険金の受取書類関係	受取保険金がある場合に提出
⑫廃車したことを確認できる書類	登録事項等証明書など
⑬修理不能な機械設備等の一覧	購入により復旧する場合、メーカー・商社等に理由等を確認した上で提出
⑭購入する機械設備等の一覧	被災したものと同等品であることを、メーカー・商社等を確認した上で提出

【問 8】 補助金の申請には、必ず「罹災証明書」等が必要になるのか。

(回答)

○今回の補助金は、台風 15 号により被害を受けた施設及び設備等の復旧に要する経費への支援のため、各市町が発行する「罹災証明書」、「被災証明書」、「被災届出証明書」などにより、被災状況を確認する必要がありますので、「罹災証明書」等の提出をお願いします。

【問 9】 被災した事業所が所在する自治体の罹災証明書等の発行期間が終了していた。

また、被災当時の写真がなく、罹災証明書等を発行できなかった。どうすればよいか。

(回答)

○本補助金の申請には、被災の証明として、必ず各自治体が発行する罹災証明書等の提出が必要です。各自治体の発行期間が終了しており、発行できない場合は、各自治体の罹災証明書等を担当している部署に御相談した上で事務局に御連絡ください。

【問 10】 「資産台帳」は必ず必要になるのか。

(回答)

○施設、設備、車両等の所有を確認する必要がありますので、補助金の申請を予定しているものについては、資産台帳等で所有を確認させていただきます。
○エアコンなど資産台帳で所有の確認ができないものについては、保証書や写真などにより所有が確認できれば、補助対象となる場合があります。

【問 11】 全ての被災状況について写真が必要になるのか。

(回答)

○原則として、補助金申請を行う施設、設備・備品、車両について被災箇所が分かる写真が必要です。すでに復旧済みなど、被害状況が分かる写真の提出ができない場合には、現状の写真に被害状況を補足するなど、被災状況が分かるように資料を整理して提出願います。

【問 12】 他の補助金との併用は可能か。

(回答)

- 同一の補助対象経費については、他の補助金等との併用はできません。
- ただし、下記に示すものはその限りではありません。
 - ・被災中小企業者等支援金（静岡市）
 - ・被災中小企業等復旧・再建支援事業（静岡市）
 - ・被災事業者事業継続支援金（磐田市）

【問 13】 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか。

(回答)

- 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合は、保険金額を記載せずに申請し、実績報告時に保険金額を記載して報告してください。申請時にその旨を事務局に報告願います。
- 補助金受給後に受領する保険金額が判明した場合には、事務局にご相談ください。
- なお、保険金を受領したにも関わらず、虚偽の申請を行い、補助金を不正に受給したことが発覚した場合、交付決定を取り消し、交付した補助金を返還していただいた上で、加算金を徴収することになります。

【問 14】 今回の補助金で復旧した施設等は、保険（共済）に加入する必要があるのか。

(回答)

- 今回の補助金で復旧した施設等の「自然災害による損害を補償する保険・共済」への加入は義務ではありませんが、事業継続計画（BCP）を作成するなど、今回の災害を踏まえた取組を実施する必要があります。
- 実績報告時に、保険又は共済への加入状況、それに代わる取組についてご報告願います。

2 補助対象事業者

【問 15】 補助対象事業者の要件はあるのか。

(回答)

- 台風 15 号により直接的な被害を受けた事業者で、下表に示す、災害救助法が適用された県内 23 市町に事業所を有する中小企業者及び小規模事業者が対象となります。

適用市町	静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町
------	--

○中小企業者、小規模事業者とは、中小企業基本法第2条第1項及び第5項及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条第3項の定義により、下表に該当する会社及び個人事業者をいいます。

業 種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすもの)		小規模事業者
	資本金	常時使用する従業員の数	
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～⑥を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下
⑤宿泊業	③と同様	③と同様	20人以下
⑥娯楽業	③と同様	③と同様	20人以下

○社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、全ての組合は、対象外となります。

○下記に示す、実質的に大企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する者以外の者をいう。）に支配されている者は対象外となります。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

○資本金5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている場合や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は対象外となります。

【問 16】 災害救助法が適用された県内 23 市町に事業所を有する必要はあるのか。

(回答)

- 原則、災害救助法が適用された県内 23 市町に事業所を有する事業者が対象になります。
- 事業所が対象地域外にあり、出張等で偶然に対象地域で営業車等が被災した場合の復旧費用は、補助対象外となります。

【問 17】 申請は事業所単位で行うのか。

(回答)

- 申請は事業者単位となります。同一の事業者が、対象となる複数の事業所の復旧費用を申請することは可能ですが、全てを合算した補助対象経費の補助上限は 200 万円、下限は 50 万円のままとなります。

【問 18】 補助対象事業者とならない場合はあるか。

(回答)

- 次の方は補助対象事業者になりませんので、ご注意ください。
 - ①暴力団又は暴力団員等に該当する者
 - ②特定の風俗営業事業者（パチンコ、麻雀店、スナック、ラブホテル等）
 - ③県税に未納がある者

【問 19】 法人が使用する施設の所有者がその法人の代表者個人となっている場合、補助金の交付申請は可能か。

(回答)

- 復旧整備する施設・設備について、補助金交付申請を行うことができるのは、原則、所有者に限られます。ただし、賃貸借契約書や使用貸借契約書等により、代表者個人と当該法人との貸付関係が確認できる資料があり、借主の修繕義務が明記されている場合は、申請することは可能です。

【問 20】 中小企業者、小規模事業者の判断はいつの時点で行うのか。

(回答)

- 原則、被災時点及び申請時点で判断します。

【問 21】 農家などの 1 次産業を営む事業者は補助対象となるか。

(回答)

- 商工会法第 2 条に規定する「商工業者」に該当する場合は、補助対象となります。したがって、原始取得した生産物の売買行為は商行為に属しないので、漁業、農業、林業等を営む者は、補助対象外となります。

3 補助対象経費

【問 22】 補助対象となる経費の範囲はどこまでか。

(回答)

○令和 4 年 9 月に発生した台風 15 号で損傷し、継続使用が困難となった施設・設備等の復旧に要する経費で、再建に必要不可欠な、次の経費が対象となります。

区 分	内 容
施 設	事務所、工場、事業場、倉庫、店舗等の修繕に要する経費
設 備	償却資産として計上する機械設備の修理・購入に要する経費
車 両	業務用のみに使用すると認められる車両の修理・購入に要する経費
その他	撤去費、清掃委託費、復旧に直接要する経費

○修繕が可能な場合は、原則、修繕となります。

○設備、車両の購入には、被災した設備が修繕不能であることの証明又は修繕費が購入費より高額であることの証明が必要になります。

○設備、車両の購入にあたっては、原則、被災した施設、設備、車両と同等の規模や機能、性能であることの証明が必要です。

○撤去費、清掃委託費等は、施設や設備の復旧に付随する経費が補助対象となります。撤去費、清掃委託費のみの場合は、補助対象外となります。

【問 23】 補助対象外になる経費はどのようなものがあるのか。

(回答)

【補助対象経費でないものの例】

○消費税及び地方消費税

○風評被害等による逸失利益

○従業員へ支払う給与

○店舗兼住宅の場合の住宅部分

○製品在庫、仕掛品、材料、陳列されていた商品等

○リース料、賃料

○被災状況調査等の事前調査や点検費用

○仮設店舗や応急措置等の仮復旧費

○寮などの福利厚生施設

○オークション、競売等による購入にかかる経費

○汎用性が高く、他に転用される可能性が高い事務用品・事務機器（机、椅子等）

○消耗品、ソフトウェア等の無形資産

【問 24】 補助金額に上限や下限はあるのか。

(回答)

- 補助金の上限額は、200 万円です。補助率が 1 / 2 の場合、補助対象経費の合計額は 400 万円が上限、補助率が 2 / 3 の場合、補助対象経費の合計額は 300 万円が上限となります。
- 補助金の下限額は、50 万円です。補助率が 1 / 2 の場合、補助対象経費の合計額が 100 万円を超える場合に申請が可能です。補助率が 2 / 3 の場合、補助対象経費の合計額が 75 万円を超える場合に申請が可能です。

【問 25】 施設、設備等の規模が従前より大きくなってもよいか。

(回答)

- 原則として、施設、設備、車両の復旧に当たっては、従前の規模や機能、性能と同等以下であることが必要です。

【問 26】 設備の修繕ではなく、設備の購入は補助対象となるのか。

(回答)

- 設備メーカー等により「修繕不能である証明書（任意様式）」がある場合は、購入ができます。その場合は、従前設備と同等以下の設備であることを証した書類の提出も必要となります。
- なお、従前設備が古いなど、同一の設備や同等品が入手できない場合には、「現在入手できる設備の最低限の性能（被災前と同等でなくても可）」のものに限り、補助対象とすることができます。
- また、見積比較により、修繕費用より購入費用が安価となる場合にも購入ができます。この場合には、「専門業者による修繕よりも購入の方が安価となる理由書（任意様式）」の提出が必要です。

【問 27】 被災前に地下に設定していた設備を、地上階に設置する場合、補助の対象となるのか。

(回答)

- 「原状回復」には、調達した当時には予見できなかった「欠陥」や「瑕疵」からの回復も含むと考えられることから、被災前と同様に地下に設置すると、災害が発生する都度、設備が故障することとなり、期待された機能が発揮されないこととなるため、地上階への設置も補助の対象とします。
- ただし、地下から地上階への運搬及び床の補強等の追加工事等に係る経費は補助の対象となりません。

【問 28】 振込手数料は補助の対象となるのか。

(回答)

- 振込手数料は補助対象にはなりません。
- 振込手数料は、自己負担により補助対象経費に加えて相手方に支払ってください。

【問 29】 土砂の撤去等に要する経費は、補助の対象となるのか。

(回答)

- 土砂の撤去、産業廃棄物処理、防カビ処理のみを補助の対象とすることはできません。

【問 30】 設備、機械等の点検経費は補助対象となるのか。

(回答)

- 点検経費のみを補助の対象とすることはできません。
- ただし、設備等の修繕に付随する場合は、補助対象となります。

【問 31】 土地のかさ上げは補助対象となるのか。

(回答)

- 施設、設備等の復旧費用を対象としているため、かさ上げ等の土地の造成に要する費用については補助の対象外となります。

【問 32】 エアコンのような電子機器や車両などは、補助対象となるのか。

(回答)

- 資産計上されていない備品、什器は原則として補助対象外ですが、電子機器や車両などについて、「被災前に所有していたこと」及び「業務用のみに用いていたこと」が証明できれば、補助対象となることがありますので、個別に御相談ください。
- なお、ソフトウェアについては、原則として補助対象とはなりません。
- また、業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金返還の対象となります。

【問 33】 パソコンを購入する場合、被災前より OS がバージョンアップしても大丈夫か。

(回答)

- 本補助金は、原状回復に要する費用に対する助成を基本とするものですが、調達した当時から技術や市場の変化があり、現時点での技術や市場に照らして同等と言えるものの回復も含みます。
- OS のバージョンアップしたものが現在の市場等に照らして、一般的であると言える場合は、原状回復として整理し、補助対象となることがあります。

【問 34】 リース設備等が被災した場合の修理費は、補助対象となるのか。

(回答)

- リース設備等を業務用に供していることが認められれば、補助の対象となります。その場合には、リース契約書等でユーザー側が修繕義務を負うことを確認させていただきます。

【問 35】 消耗品は補助対象となるのか。

(回答)

- 消耗品は補助対象となりません。

【問 36】 器具や工具は補助対象となるのか。

(回答)

- 器具や工具は、資産計上されており、業務用のみに使用していたものであれば、補助対象となります。なお、汎用性のある器具や工具、FAX やプリンター等の複合機は、補助対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

【問 37】 陳列されていた商品は、補助対象となるのか。

(回答)

- 陳列されていた商品や在庫品、仕掛かり品や原材料などは補助対象とはなりません。

【問 38】 風評被害等による逸失利益は、補助対象となるのか。

(回答)

- 逸失利益のような間接被害は対象にはなりません。

【問 39】 保険の対象となった施設や設備、車両は、補助対象となるのか。

(回答)

- 保険の対象となっている施設等も補助対象となりますが、当該施設等の復旧に係る経費から当該施設等に支払われる保険金額を控除した額が補助対象経費となります。
- したがって、復旧費用の全てを保険金で賄えた場合は、補助対象になりません。
- なお、被災により保険金の請求ができるにも関わらず、請求を行わない場合には、当該物件については、補助対象外となり、補助金を申請することはできません。

【問 40】 消費税の取扱いは、どうなるのか。

(回答)

- 消費税分は補助対象とはなりませんので、消費税を除いて申請してください。

【問 41】 店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか。

(回答)

- 復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみ（面積按分）が補助対象となります。補助対象部分は、利用状況、図面等により特定します。
- 復旧に要する見積金額を、「事業用のみ」、「非事業用のみ」、「その他」に分類し、事業用面積比率などにより、補助対象経費を積算します。

【問 42】 駐車場は補助対象となるのか。

(回答)

- 駐車場は、事業用資産として計上している場合は、補助の対象となります。ただし、従業員駐車場などは福利厚生施設に該当し、対象とはなりません。
- また、月極駐車場や時間貸しの駐車場については、対象とはなりません。

【問 43】 資産計上されていない施設、設備、車両は、補助対象となるのか。

(回答)

- 資産計上されていない施設等であっても、売買契約書、購入業者等からの証明書などにより所有が確認できる場合は、補助の対象となる場合があります。
- なお、補助金により復旧した施設、設備、車両については、原則として、復旧後に資産計上していただく必要があります。

【問 44】 書類が紛失し、資産計上していたことが証明できない。

(回答)

- 資産計上され、所有していたことを確認する必要があります。税務申告書に資産台帳が添付されていることがありますので、所管する税務署又は担当税理士等にご相談ください。
- なお、確認できない場合は、個別に事務局にご相談ください。

【問 45】 自社で実施した復旧工事経費は対象となるのか。

(回答)

- 自社で復旧工事を行った場合も補助対象となりますが、申請者自身の利益を除く必要があります。したがって、自社復旧の場合に対象となる経費は、材料費等の実費のみとなり、人件費等は含みません。
- 調達した資材等については、原価証明書等により調達原価であることを証明する必要があります。

【問 46】 車両は補助対象になるのか。

(回答)

- 資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なもの（企業名が車体に印刷されている場合など）については、補助対象となることがあります（非事業用との按分により資産計上されている場合には、対象外となります）。
- 運行記録や業務日報、任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっているなど、事業用のみに使用していることを複合的に確認します。
- 業務外利用の可能性のあるものについては、補助対象外となります。
- 業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金の返還が求められます。

【問 47】 車両の購入の場合、どのような手続きが必要か。

(回答)

- 被災車両は原則修理ですが、修理不能となった場合には、販売店や修理工場などから修理不能の証明書を手入れし、被災車両の永久抹消登録の手続きを行うことで、被災車両と同等品以下の新車又は中古車の購入費用を補助対象とすることができます。
- なお、中古市場に出回るもの（下取り）は、修理可能という判断になるので購入による復旧はできません。
- 修理可能な車両についても、「修理費用」と「下取り適用後の購入価格（同等品以下の新車又は中古車の購入費用）」を比較し、「下取り適用後の購入価格」が安価な場合は、「下取り適用後の購入」による復旧も補助対象とすることができます。
- 「下取り適用後の購入価格」に比べて「修理費用」が安価にもかかわらず、既に購入により復旧を行った場合は事務局に御相談ください。
- 購入に当たっては、被災前の資産を復旧することから、被災前に新車で調達したものは新車でも中古車でもかまいません。なお、被災前に中古で調達したものについては、原則中古での復旧となります。
- 被災前に中古で調達したにもかかわらず、新車での復旧を行った場合は事務局に御相談ください。
- 購入車両は、被災した車両と同等品以下の車両となりますが、同等品以下の車両の判断は、排気量のみではなく、積載量、運搬可能量など、車の性質（乗用、貨物、特殊など）に応じて総合的に確認させていただきます。なお、同等品以下と判断できない場合は、購入費用そのものが対象外となります。
- 車両購入の際の補助対象経費は、車両本体（補助対象となる装備品を含む）の価格のみで、自動車取得税、重量税、登録費用等などの法定費用等は補助対象外となります。

【問 48】 車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるのか。

(回答)

- 被災前の車両に装備されており、業務で使用されるものについては、補助対象となります。
- 自動ブレーキの標準化など、車両の主流の変化やメーカーの違いにより同一の設定が無い等の事情により一部の機能・性能が上がってしまうようなケースについては、設備比較証明書等により、総合的に同程度の水準と判断されれば補助対象となる場合があります。

【問 49】 住居用の賃貸アパートが被災したが、補助対象となるのか。

(回答)

- 住居用の賃貸アパートや賃貸マンションは補助対象となりません。

【問 50】 事業用の賃貸物件が被災したが、補助対象となるのか。

(回答)

- 貸付物件は原則として補助対象外となります。ただし、被災時に小規模事業者の事業用として貸付していた施設等で小規模事業者が当該貸付物件を復旧後も継続して事業用に供する場合には、例外的に補助対象となります。

【問 51】 「被災前に所有していたこと」及び「業務用のみに用いていたこと」の証明ができない（固定資産台帳への計上漏れ又は証拠書類（使用簿や保証書、写真等）の紛失等）場合は、どうすればいいのか。

(回答)

- この補助金は、原則、固定資産台帳に計上されている機械設備が対象となります。そのため、資産計上されていない機械設備は補助対象外となりますが、本来計上すべき機械設備（取得価格が10万円以上で、1年以上使用するもの）を過失により、計上漏れしていた場合は、その機械設備の所有及び業務使用の状況を証明することにより、補助対象となる場合があります。
- 証拠書類の紛失等により、所有等の証明ができない場合は、経営指導員や購入業者、メンテナンス業者、取引先等の第三者からの確認をもって、所有等の証明とする場合もありますので、事前に事務局にご相談ください。
- なお、補助金により購入した機械設備は、購入後、固定資産台帳へ計上していただく必要があります。

4 補助金の変更交付申請

【問 52】 どのような場合に変更交付申請が必要か。

(回答)

○次の①、②に該当する場合には、変更交付申請が必要です。

①補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

②補助対象経費の減少額が 20%を超える場合

○変更交付申請が必要になる可能性がありますら、事前に事務局までご相談ください。

【問 53】 交付申請時に予定していた設備と違う設備を導入することは可能か。

(回答)

○交付申請時の設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には変更可能です。

○なお、内容や金額に変更が生じる場合は、事前に事務局までご相談ください。

5 実績報告

【問 54】 実績報告書はいつ提出するのか。

(回答)

○令和 4 年度分の実績報告書は、交付決定通知後、全ての補助事業が完了し、全ての支払いが終わった上で、令和 5 年 3 月 10 日（金）までに提出してください。

○令和 5 年度分の実績報告書は、交付決定通知後、全ての補助事業が完了し、全ての支払いが終わった上で、令和 5 年 10 月 31 日（火）までに提出してください。

○実績報告書の提出後、現地確認する場合がありますので、必ず控えをご用意ください。

※令和 5 年度分については、議会での予算成立が前提となります。

【問 55】 精算額が増額となったが、補助金は増額となるのか。

(回答)

○交付決定額が補助金支払いの上限額となりますので、精算額が増額となっても、補助金額は増額にはなりません。

○なお、精算額が減額となった場合は、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。

【問 56】 発注書や工事契約書は提出が必要か。

(回答)

- 工事金額が少額の場合など、書面にて契約を交わしていない場合は改めて契約書を作成する必要はありません。発注書等、既存の書類で必要なものの写しを提出してください。
- ただし、工事の実績を確認するための写真（施工前、施工後）や請求書、領収書等の支払いを確認する書類は必要となります。
- なお、応急処置済みなど、被災状況が分かる写真が無い場合には、現状の写真に被災時にどのような状態であったか、また、どのような応急処置を行ったのか等の補足説明を記載してください。

【問 57】 実績報告書を提出してからどのくらいで補助金が支払われるのか。

(回答)

- 支払いには、実績報告書の提出後、1～2か月程度を要します。
- 実績報告書の提出後、書類審査（必要に応じて現地確認）を行い、補助金額を確定し、補助金額の確定通知を行います。その後、確定通知に基づき補助金の請求を行っていただき、補助金の支払いになります。
- なお、年度末など実績報告書の提出が集中する時期には、通常よりも時間を要する場合があります。

この補助金は、以下の規程に基づき交付されるものです。

- ・ 静岡県補助金等交付規則
- ・ 被災中小企業再建支援事業費補助金交付要綱
- ・ 被災中小企業再建支援事業費補助金実施要領

申請にあたっては上記規程のほか、この「Q & A」や「申請手引き」を確認し、誤りのないよう御留意ください。

◆問い合わせ先

被災中小企業再建支援事業費補助金事務局

電 話：050-5369-6282

メール：shizuoka-kigyousaiken@sigma-jp.co.jp